



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 確認指導・監査制度について

平成29年度

特定教育・保育施設確認指導（集団指導）配布資料
2018年（平成30年）3月16日 本庁舎 会議室3-3,3-4

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課

本日の配布資料

1. スライド配布資料
2. 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
3. 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導・監査実施要綱
4. 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
5. 業務管理体制整備に関する事項の届出について
6. 平成30年度 特定教育・保育施設確認指導・監査事前提出資料





本日の予定

- I. 確認指導・監査制度について
- II. 確認指導・監査の基準
- III. 確認指導（実地指導）の方法
- IV. 質疑応答



I. 確認指導・監査制度について



I - 1 . 確認指導・監査制度の趣旨

- 平成27年4月～「**子ども・子育て支援新制度**」がスタート
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業に
公定価格による「**施設型給付費等**」が支給される
- 「**教育・保育の質の確保**」及び「**支給の適正化**」のため
市町村が「**確認指導・監査**」を実施

I-2. 認可・確認・監査制度

施設等の種類		制度及び根拠法	
		認可	確認
特定教育・ 保育施設	幼稚園	学校教育法 (神奈川県)	子ども・子育て支援法 (藤沢市)
	保育所	児童福祉法 (神奈川県)	
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (神奈川県)	
特定地域型 保育事業	地域型保育事業 (小規模, 家庭的)	児童福祉法 (藤沢市)	

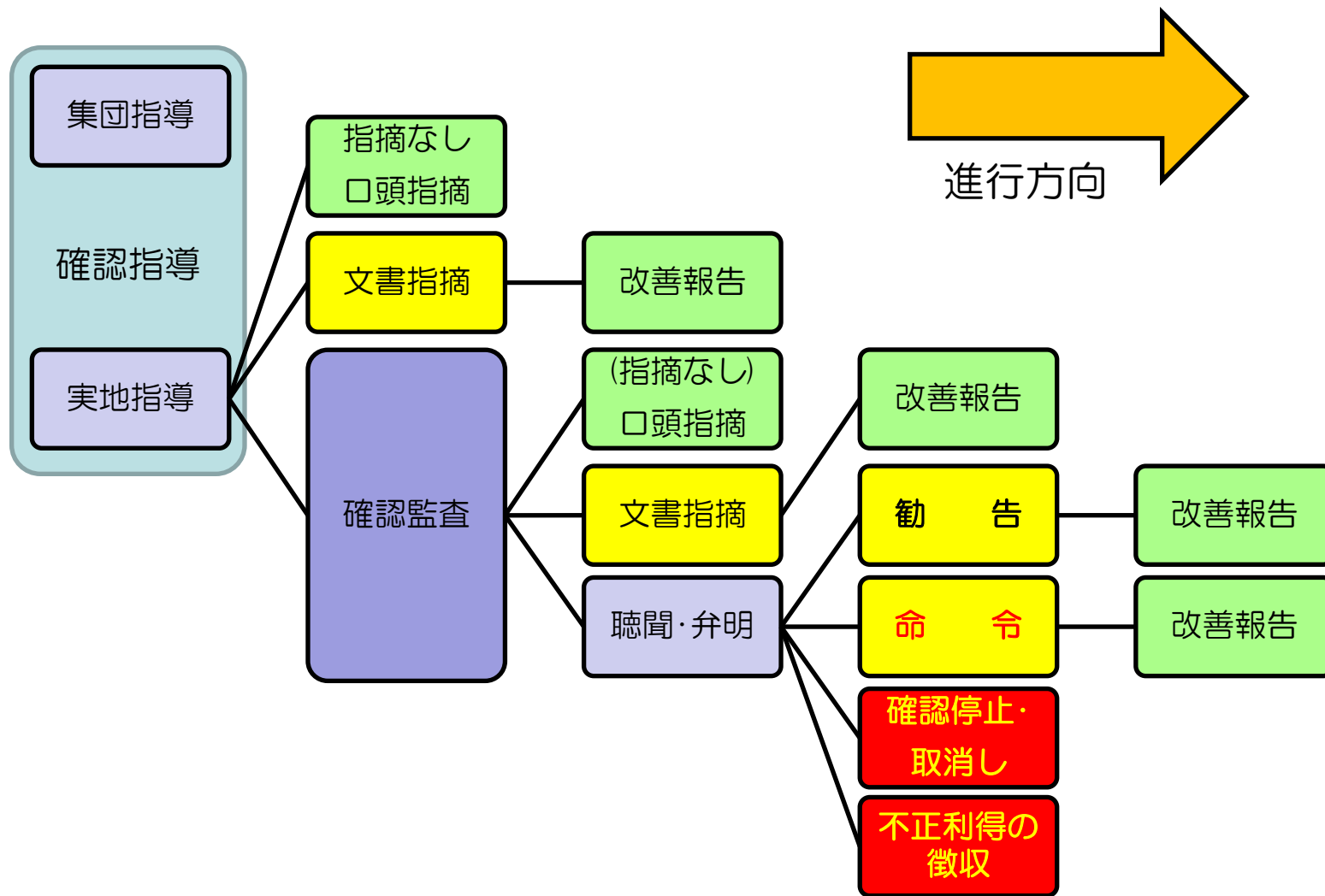
I - 3. 確認指導・監査の種類

種類		実施形態・方法	対象選定
確認指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> 一定の場所に集まり、講義形式で実施 子ども・子育て支援新制度、確認指導・監査制度、認可基準、確認基準等について理解の促進を図る <p>→保育課で実施している事務説明会のイメージ</p>	開所から概ね1年以内及び、制度改正等の必要に応じて実施
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> 事前に提出された資料（P.16参照）をもとに実地にて質問等を行い、必要に応じて各種指導を行う <p>→原則、認可基準に関する監査（施設監査）に付随して実施し、請求等に関する個別の疑問を解消</p>	定期的、かつ計画的に実施（原則2年に1回）（P.15参照）
確認監査		<ul style="list-style-type: none"> 違反疑義や重大事故のあった施設等に対して報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求める 違反疑義等の内容によって事前の通告なく施設等に立ち入って実施する <p>→悪意ある不正や重大事故が無ければ実施しない</p>	要確認情報、実地指導において確認した情報、重大事故に関する情報等を踏まえ、必要に応じて実施

I-4. 指摘、行政上の措置

分類	内容	改善報告	公表・公示
口頭指摘	法令等の違反であって、軽微なものがある場合に行い、速やかな改善を指導する。	不要	なし
文書指摘	法令等の違反がある場合に行い、速やかな改善を指導する。	通知から60日以内	なし
勧告	法令等の違反がある場合、又は指摘に従わない場合に行い、速やかな改善を勧告する。	〃	期限内に従わない場合は公表
命令	法令等の違反がある場合、又は勧告に従わない場合に行い、速やかな改善を命じる。	〃	命令した旨、公示する
確認停止・取消し	法令等の違反がある場合、又は命令に従わない場合に行い、施設型給付費等の支給を停止する。	—	停止・取消しした旨、公示する
不正利得の徴収	偽りその他不正の手段によって施設型給付等を受けた場合、施設型給付の全部又は一部を徴収する。その際、返還させる額に100分の40を乗じた額を別に支払わせる。	—	不正利得の徴収があった旨、公表する

I - 5. 確認指導・監査の流れ





Ⅱ. 確認指導・監査の基準



Ⅱ-1. 確認指導・監査の基準（運営基準）

「藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する**基準**を定める**条例**」

（平成26年9月25日 条例第13号）

施設等の種類	共 通	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
条 文	第1章 第1条～第3条	第2章 第4条～第36条	第3章 第37条～第52条
内容(一例)	(§3) 一般原則	(§5, 38) 重要事項の説明及び同意 (§13, 43) 利用者負担額等の受領 (§32, 50) 事故発生の防止及び発生時の対応 など	

→ 確認(施設型給付費等)を受ける施設等として
適切な内容及び水準の保育の提供及び施設の運営を確保する

Ⅱ-2. 確認指導・監査の基準（施設型給付費等）

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する
基準等の改正に伴う実施上の**留意事項**について」

（平成28年8月23日 雇児発第1号）

施設等の種類	幼稚園	保育所	認定こども園	家庭的保育事業	小規模保育事業
ページ	P.5～19 別紙1	P.20～34 別紙2	P.35～64 別紙3・4	P.65～74 別紙5	P.75～86 別紙6

- 公定価格に関するFAQ（よくある質問）で詳細を確認
- 施設型給付費等の請求が適正に行われていることを確認
 - ・ 基本分単価に含まれる**職員構成の充足**
 - ・ 各種加算項目に係る**認定基準の適合状況**

Ⅱ-3. 確認指導・監査の基準（業務管理体制）

「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日 法律第65号）

○ 届出書の内容（設置する施設等の数によって異なる。）

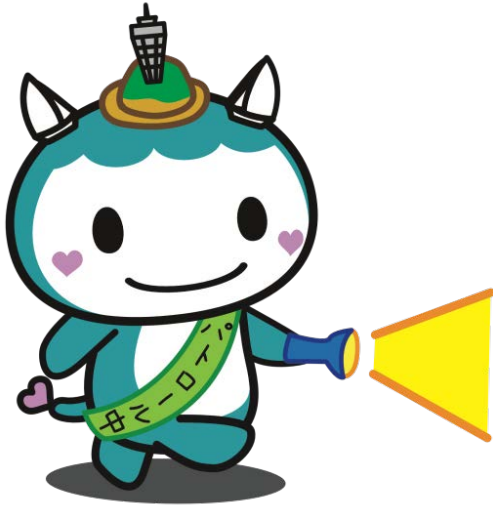
	対象となる設置者・事業者	届出事項
①	全ての設置者・事業者 （個人立の施設を含む）	設置者・事業者の名称又は氏名 主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名
		「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
②	施設等の数が20以上の設置者・事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
③	施設等の数が100以上の設置者・事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

○ 届出先（設置する施設等の所在地によって異なる。）

	施設等の区分	届出先
①	施設等が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 （内閣府子ども・子育て本部）
②	施設等が1つの市町村内に所在する場合 （個人立の施設を含む）	市町村長
③	①および②以外の場合	都道府県知事



Ⅲ. 確認指導(実地指導)の方法



Ⅲ-1. 実地指導の方法（対象の選定）

「藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業確認指導・監査**実施要綱**」

第5条 第2号（実地指導の選定基準）

実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、次のとおり定期的かつ計画的に行う。

- ア 原則として、**2年に1回実施**することとし、毎年度、市が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。
- イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。
- ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に実施する。

保育所	幼稚園・認定こども園	地域型保育事業
県で実施する施設監査と同時に実施	市独自に実施	市で実施する施設監査と同時に実施

→ 施設監査のスケジュールができ次第、実施計画を策定
(4月下旬～5月上旬公表予定。)

Ⅲ-2. 実地指導の方法（事前提出資料）

「〇〇年度 特定教育・保育施設

確認指導・監査事前提出資料」

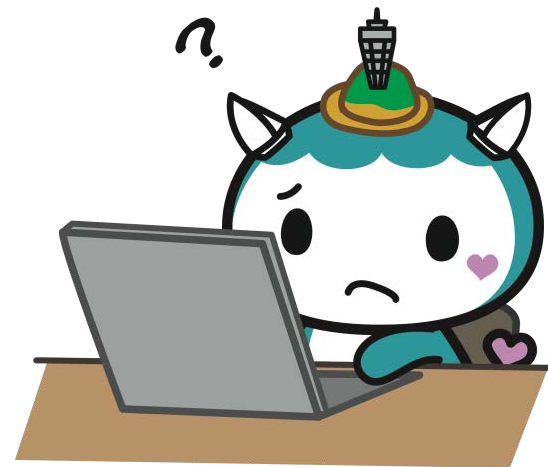
【事前提出資料作成手順】

- ① 市ホームページにて様式ファイルをダウンロード
- ② 「**表紙**」に必要事項を記入し、「**点検票**」の点検欄に適否を記入
- ③ 施設等の種類ごとに異なる「**別紙**」に加算適用状況を記入
- ④ 確認指導・監査当日の1週間前までにEメール等で提出

基準条例	留意事項	業務管理体制
点検票及び当日の質問等により確認	当日、準備された書類を確認	表紙及び当日の質問等により確認

→ 当日ご準備いただく書類は、加算認定の状況により個別に通知します。

IV. 質疑応答





ご清聴ありがとうございました。

【担当】 藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F
TEL. 0466-50-3562 FAX. 0466-22-1136
E-Mail fj1-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp